

III 将来を担う人づくり

21 教育の振興

提案先省庁 文部科学省

提案事項

(1) 少人数学級の推進及び教職員定数の改善・充実等

- ① 標準法を改正して、小学校第2学年以上の35人以下学級を確実に実施するとともに、新たな教職員定数改善計画を策定し、年次計画的に全学年への少人数学級の導入を推進すること。
- ② 少人数指導やいじめ・不登校の解消等のための加配定数を削減することなく必要数を確保し、県の実情に応じた弾力的な運用を認めること。
- ③ 義務教育費国庫負担については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。
- ④ 地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度の設計については、教員の勤務の特殊性を考慮した再任用制度の創設や、新たなスタッフ職の設置など別枠の定数を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 国において、小学校第1学年は標準法の改正により平成23年度から、小学校第2学年は加配により平成24年度から35人学級を実施しているが、小学校第3学年以上については十分な加配が措置されておらず、35人学級は一部の学校でしか実施できていない。
- いじめ対策や専科指導の充実のための加配は一部措置されたが、少人数指導等のための加配定数は十分確保されなかった。
- 退職共済年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、国家公務員は、定年退職後フルタイム勤務を希望する者は原則採用するなどの新たな再任用制度の創設を盛り込んだ基本方針が示されているが、地方公務員については、明確な制度概要が示されていない。

課題

- 新學習指導要領の円滑な実施や教員が子どもと向き合う時間の確保、さらには子どもたちへのきめ細かで質の高い教育の推進のため、年次計画的に全学年への少人数学級等を確実に実施する必要がある。
- 短時間勤務による再任用を希望する教員が増えた場合、小学校では短時間勤務の者が学級担任を持たざるを得なくなり、継続的な教育指導が出来なくなるなど、学校運営に支障が生じる。

【参考】**○ 岡山県における学級編制基準**

校種・学年	幼稚園	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学級編制 基 準	35人	35人					40人又は35人			

○ 公的年金支給開始年齢の引き上げスケジュール

～平成24年度	平成25年度	平成37年度～
60歳	61歳	65歳

※平成25年度から3年に1歳ずつ
段階的に引き上げ

提案事項

(2) 不登校対策のための総合的な取組の推進 新規

新たな不登校を生まない未然防止の取組を進めるため、家庭の課題や障害特性等に対する幼少期からの対応やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの養成、不登校対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実など、不登校の解消のための総合的な対策を検討すること。

(提案の理由)

現状

- 児童生徒の問題行動等調査の結果から、本県の不登校児童生徒数は全国と比べ大変厳しい状況である。
- 小学校の不登校が増加傾向にある。小学校で不登校経験のある生徒は、中学校で再度不登校を発生する可能性が高く、早急な対応が必要である。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの確保、資質の向上に困難を有する。
- 「ひきこもり」のうち3割強が小中学校で不登校を経験している。

※「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査報告

課題

- 不登校の背景にある家庭の課題や障害特性等に早期から対応する必要がある。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが不足していることから、大学等での養成が必要である。
- 安定したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの確保に向けた常勤化や有資格化などの検討が必要である。
- 不登校対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実が必要である。

提案事項

(3) 特別支援教育の充実

- ① 発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。
- ② 小・中学校において、発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員の加配定数を改善すること。

(提案の理由)

現状

- 近年、通常学級において、発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあり、特別支援教育支援員の配置の必要性が増している。
- 平成18年度から、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者が新たに通級による指導の対象となったこと等により、通級による指導を希望する児童生徒が年々増加している。

課題

- 特別な支援が必要な児童生徒への必要な配慮や支援を行うための特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置が十分ではない。
- 通級による指導を希望する児童生徒が増加しているが、それに対応する十分な教員数が確保できていない。

【参考】

- 岡山県における特別支援学校等の児童生徒数の推移

(単位：人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
特 别 支 援 学 校	1,794	1,897	2,037	2,106	2,184	2,217
小・中学校特別支援学級	2,778	3,224	3,661	4,072	4,365	4,760
小・中学校通級指導教室	1,123	1,177	1,259	1,419	1,592	1,703

提案事項

(4) 公立高等学校授業料無償制への対応 新規

公立高等学校授業料無償制について、現行制度を見直し、所得制限を導入する方針が示されているが、教育の機会均等に寄与するという目的が薄れることのないよう、現行制度の評価や制度変更が及ぼす様々な影響等を十分に検証し、慎重な検討を行うこと。また、新制度を実施する場合は、生徒・保護者や地方公共団体が混乱をきたさないよう、過大な事務的・経費的負担等が生じない制度設計を行うとともに、十分な準備・周知期間を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的に、平成22年4月から、生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合を除き、公立高等学校の授業料は不徴収となつたが、この度、所得制限の導入が検討されている。
- 現在、国から地方公共団体に対して交付金が支給され、地方公共団体は、生徒・保護者からの申請等を要さず、授業料を不徴収とする制度となっている。

課題

- 教育委員会独自で保護者世帯の所得把握を行うことはできないため、生徒・保護者から申請を要する制度とした場合、生徒・保護者や地方公共団体に事務的・経済的負担が生じる。
- 授業料無償を前提に入学した生徒が、在学途中で有償になる制度とした場合、生徒・保護者の混乱が懸念される。
- 授業料無償制導入時に、特定扶養控除の縮小が行われており、所得制限を導入した場合、無償制導入前よりも経済的負担が増加する世帯が発生する。

提案事項

(5) インターネットによる人権侵害の防止対策 新規

- ① インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害等から児童生徒を守るために、法整備等の有効な措置を講じること。
- ② インターネットの適切な利用について、児童生徒への指導や保護者等への啓発を最新情報に基づいて行うことができるよう、資料等の整備・提供を行うこと。

(提案の理由)

現 状

- 本県では、インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害等から児童生徒を守るために、早期発見・早期対応の観点から、学校非公式サイト、ブログ、プロフ、家出サイトなど新しく問題となるもの等の検索、監視等を行っている。
- 本県では、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」を施行し、対策を強化しているところであるが、スマートフォンなどの新たな通信手段等の登場により、対策が十分に追いつかず、苦慮している。
- 情報化の進展に伴う新たな人権侵害等を防止することが是非とも必要である。

課 題

- インターネットの急速な普及により、メールやブログ、プロフ等の様々な手段や学校非公式サイト等の匿名性を悪用して、いじめ、誹謗中傷、差別を助長する書き込みや個人情報の流布が行われるなど、重大な人権侵害を引き起こしており一層の対応が求められている。
- インターネットを利用した犯罪に巻き込まれる危険性が高まっている。

22 ハンセン病問題対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

- ① ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。
- ② ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むこと。
- ③ ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。

(提案の理由)

現 状

- 県内にはハンセン病療養所として長島愛生園、邑久光明園の2施設があり、合わせて425人（25.4.1現在）の入所者が生活している。県は、偏見・差別の解消のための普及啓発事業や療養所全体としての社会復帰を推進する事業を実施している。
- 両園に残されている過去の貴重な文献等は歴史の教訓とすべき貴重な資料であり、本県では、収集した資料をとりまとめて資料集「長島は語る（前編・後編）」を刊行するなど、残された資料を後世に繋ぐ努力をしている。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定され、その実現に向けて関係者が連携して取り組んでいる。

課 題

- ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消が実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。
- 両園に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等の関係資料を適切に保全していく必要がある。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定されたが、その実現に向けては国の支援が不可欠である。